

## 世羅町週休2日適用工事等実施要領

令和6年8月1日制定

令和7年3月12日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、世羅町が発注する建設工事において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする週休2日適用工事等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

### (1) 週休2日適用工事

ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月単位で4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。なお、4週間に満たない期間は、通期で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

エ 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量を始めた日、営繕工事においては現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

(ア) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

(イ) 工場製作のみが行われている期間

(ウ) 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

### (2) 週休2日交替制適用工事

ア 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

ウ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。なお、4週間に満たない期間は、通期で4週8休以上の休日を確保したと認められる場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。

エ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

オ 平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）とは、対象となる技術者及び技能労働者ごとの休日日数の割合を平均した値をいう。

カ 対象期間及び対象期間から除く日は、前号オと同様の取扱いとする。

キ 実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は、休日としない。

（対象工事）

第3条 原則、現場閉所が可能な全ての建設工事を週休2日適用工事として実施する。現場閉所が困難な場合は週休2日交替制適用工事として実施する。ただし、災害時等の緊急対応工事、施工期間が著しく短い建設工事及び工事の内容等により対応が困難な建設工事は対象外とすることができる。

（発注方式）

第4条 週休2日適用工事及び週休2日交替制適用工事は、月単位の発注者指定型で実施するものとする。なお、月単位の取組を達成できなかった場合は、通期の取組を認める。

（実施方法）

第5条 実施方法は次のとおりとする。

（1） 週休2日適用工事

ア 受注者は、工事着手までに「様式 休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を記載した施工計画書を監督員に提出するものとし、対象期間を明確

にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

イ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督員に提出するものとする。

ウ 週休2日を理由とする工期延長は認めないものとする。

エ 受注者は、月単位又は通期の週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督員に提出するものとする。

オ 受注者が週休2日交替制を希望するときは、工事着手までに受発注者間で協議し、週休2日交替制工事に変更することができるものとする。

## （2） 週休2日交替制適用工事

ア 受注者は、工事着手までに施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で休日確保する場合においても、週休日とすることができる。

イ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに、毎月7日までに監督員に提出するものとする。

ウ 週休2日交替制を理由とする工期延長は認めないものとする。

エ 受注者は、月単位又は通期の週休2日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督員に提出するものとする。

### （経費等の補正）

第6条 対象工事を発注する場合は、月単位の4週8休（8日／28日）以上の経費を見込んで積算する。対象期間終了後に月単位の4週8休に満たない場合は、通期の4週8休以上の経費に変更するものとし、通期の4週8休を達成できなかった場合は、補正係数を除いて変更契約を行うものとする。ただし、営繕工事については4週6休以上を補正対象とする。なお、補正係数については、広島県の土木建築局等各部局が定める実施要領に準じるものとする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定の対象となる工事で4週8休以上の現場閉所又は休日の確保をした場合は、工事成績評定表の「工程管理」で評価するものとする。なお、工程が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢がみられなかった場合や受注者の責により週休2日を確保できなかった場合については、必要に応じて、工事成績評定の「法令遵守等」で減点するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて、受発注者間で協議して定めるものとする。

2 様式は、広島県が定める様式を準用するものとする。

附 則 (令和6年7月31日訓令第1号)

この訓令は、令和6年8月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月12日訓令第4号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。